

職場における喫煙対策のためのガイドライン（要旨）

（平成 15 年 5 月 9 日付け基発第 0509001 号厚生労働省労働基準局長通達）

1 基本的考え方

- 喫煙対策は、労働衛生管理の一環として組織的に全員の参加の下で推進する必要がある。
- 本ガイドラインは、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示したものである。
- 適切な喫煙対策の方法としては、全面禁煙及び空間分煙があるが、本ガイドラインは空間分煙を中心に対策を講ずる場合を想定したものである。

2 経営首脳者、管理者及び労働者の果たすべき役割

- 経営首脳者、管理者及び労働者が協力して取り組むこと。
- 経営首脳者は適切な喫煙対策が重要であることを全員に周知し、労働者の意見を十分に把握し、率先して行動すること。
- 管理者は、経営首脳者の基本方針の下に積極的に取り組むこと。
- 労働者は、衛生委員会等を通じて積極的に意見を述べること。労働組合は喫煙対策の円滑な推進のため支援することが望ましい。

3 喫煙対策の推進計画

- 現状とその問題点を明確にし、解決する具体的な方法等について、当面及び中長期的な計画を策定すること。

4 喫煙対策の推進体制

- 労働衛生管理の一環として推進体制を整備すること。
- 衛生委員会等の下に「喫煙対策委員会」を設置し、合意形成を行う方法、具体的な進め方、喫煙行動基準等を検討すること。
- 喫煙対策の担当部課やその担当者を定めること。

5 施設・設備

- 喫煙室等の設置を行うこと。

- 建築物の新設や増改築の場合は、設計段階から空間分煙を前提とした喫煙室等の設置を計画し、既存の建築物については創意工夫によって喫煙室等の設置を図ること。
- 喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置すること。

6 職場の空気環境

- 職場の空気環境の測定を行い、浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とすること。
- 非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とすること。

7 喫煙に関する教育等

- 管理者や労働者に対して、受動喫煙による健康への影響、喫煙対策の内容等に関する教育や相談を行い、意識の高揚を図ること。

8 喫煙対策の評価

- 定期的に喫煙対策の推進状況及び効果を評価すること。

9 その他喫煙対策を進める上での留意事項

- 喫煙対策を円滑に推進するためには、喫煙者と非喫煙者の双方が相互の立場を十分に理解することが必要である。
- 妊婦及び呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者については、空間分煙の徹底を行い、受動喫煙防止に格別の配慮を行うこと。
- 喫煙対策の周知を図るため、ポスターの掲示、パンフレットの配布、禁煙場所の表示等を行うこと。外来者に対しても喫煙対策への理解と協力を求めること。
- 喫煙対策の担当部課等は、喫煙対策に関する情報を収集し、これらの情報を衛生委員会等に提供すること。